

## 量産実用品の形状等に対する著作権法の保護が 及ぶ範囲を定めたTRIPP TRAPP最高裁判決

最高裁（第2小法廷）令和8年4月24日判決（令和7年（受）第356号）  
【TRIPP TRAPP Ⅲ事件】（裁判所ホームページ最高裁判所判例集）

知的財産法研究会  
弁護士 小池 眞一

### 第1 本判決の位置付け

最高裁が、ついについに、応用美術<sup>1</sup>の内、最高裁判決として初となる<sup>2</sup>量産実用品の形状等に対する判断として、著作権法による保護の対象となる美術の著作物の範疇を定める判決をなした。

昭和45年現行著作権法が昭和46年1月1日に施行されて以来、かつ、立法当時から長期にわたる応用美術の取り扱いの検討があった中<sup>3</sup>、立法から55年経過して最高裁判決が示された。

判示するところは、尾島明<sup>4</sup>裁判官の補足意見（以下「本判決補足意見」という。）も含め、論旨は明快であり、また、実務に携わってきた者としては、我が国の司法の伝統にも沿いながら、その及ぼす変革の範囲は広く、刺激に満ちた判決と言わざるをえないものであり、ゴールデ

1 応用美術と呼ばれる範囲は、論者により多様であるとはいえ、従前、下級審判決で応用美術一般の判断に多く引用されてきたのは、印刷用書体に関する最判平成12年9月7日民集54巻7号2481頁〔ゴナ書体事件〕である。ただ、ゴナ書体事件は、情報伝達機能を有する印刷用書体に関する判断であり、人のコミュニケーションを確保すべき表現の自由に対する配慮が実用性の問題とは別の考慮要素となり、これを応用美術一般の規範とみることが難しいと批判されてきた。本TRIPP TRAPP Ⅲ事件の最高裁判決は、先例を覆す（over rideする。）大法廷でなく（裁判所法10条3号参照）、また、判決に先例としてゴナ書体事件を引用する判示でもなく、印刷用書体の著作物該当性の範囲を「印刷用書体がここにいう著作物に該当するというためには、それが従来の印刷用書体に比して顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であり、かつ、それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていなければならないと解するのが相当である。」と定めたゴナ書体事件と今回の「量産実用品の形状等」に関する判断とが両立するものと位置付けられて小法廷で判断された意義が明らかである。

2 最判平成3年3月28日〔ニーチェア事件〕では、原審大阪高判平成2年2月14日の認定判断を正当なものとして是認することができるとしていたため、先例として考察する論稿もあるが、法秩序を統一する上告受理（民事訴訟法318条1項参照）が設けられる平成8年現行民訴法以前の上告審判決であり、内容も三行半判決で実質的な判断はなく、民集掲載判決でもないことから、我が国の司法制度では先例的価値を有さないものである。

ン・ウィーク前に公開された判決を読み返す度に筆者に気づきを与えてくれる判決であった。

応用美術の分野は、デザイン分野の案件を受ける度に感じるクリエイターの気持と裁判実務とのズレ<sup>5</sup>、主流の国際的動向からの孤立<sup>6</sup>が深まるばかりと思える閉塞感、実務家として依拠が困難と言わざるをえない膨大な学説、裁判例の藪の中、本TRIPP TRAPP Ⅲ事件で最高裁がこれだけの規範的判決を示したことは画期的であり、同好の士なら分かってもらえると思うが、あの事件ならどうなっていたのだろうかと思ひ遊ばせざるをえなかった。

このため、時期的に判決速報のような形の浅薄な考察になるとは思うが（今後、多くの論稿が示されていくものと思われる）、本判決の判示の意義を追ってみたい。

## 第2 事案の概要

### 1 事実関係（他国の状況含む）

本件は、ノルウェーの著名な家具デザイナーのピーター・オブスヴィック氏が1970年代に創作したTRIPP TRAPPという幼児用椅子に関して、同氏の著作権管理会社のオブスヴィック社及び同氏のデザイン家具を量産販売し、世界的家具メーカーになったノルウェー法により設立されたストック社（国によっては、当該国の著作権譲渡を受けている例もあるようだが、我が国では、オブスヴィック社が著作権譲渡を受け、ストック社がその独占的な利用許諾を受けている立場となる。）が原告となり、下の写真の幼児椅子に係る著作権等が争われた事案となる。

なお、我が国における関連出願はないが、1972年11月1日のノルウェー国出願を優先権主張の根拠とし、Adjustable Chairを発明の名称とする関連米国特許4,109,961（1975年4月14日出願、

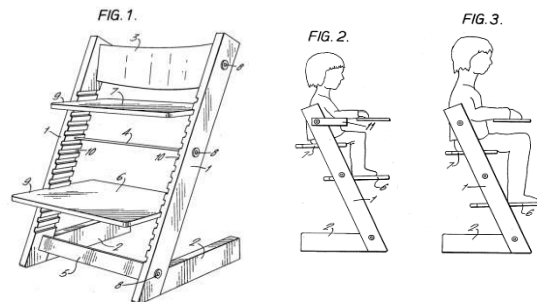
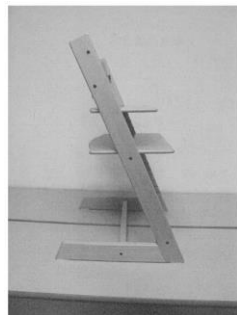
3 文化庁著作権制度審議会は、昭和37年5月16日の文部大臣からの諮問により開始し、昭和41年4月20日付け著作権制度審議会答申（<https://dl.ndl.go.jp/pid/3447595>）、及びその小委員会の議論状況も含む審議記録（<https://dl.ndl.go.jp/pid/12017863/1/1>）が国会図書館アーカイブ記録で確認できる（後者は国会図書館利用者登録が必要である）。その後の昭和45年第63回国会での審議（応用美術の保護について、今後の課題の一つとして積極的に検討を行うべき旨の衆議院・参議院の文教委員会で附帯決議があったことについては、<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/detail?minId=106305077X01219700409>、<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/detail?minId=106315077X01319700428>で確認できるが、政府原案（「美術」に言及する現行著作権法の2条1項1号、2条2項、10条1項4号等を含む）どおり可決された。立法過程については、劉曉倩「実用品に付されるデザインの美術著作物該当性(-)」知的財産法政策研究Vol.6（2005）189頁が詳細である。

4 通産省（当時）に出向中、TRIPs協定の交渉担当をされ、長く最高裁首席調査官を勤められた。著書に「逐条解説 TRIPs協定」（日本機械輸出組合、1999）、「著作権の保護期間の延長と合衆国憲法 Eldred v. Ashcroft, 537 U.S. 186」、「ウルグアイ・ラウンド協定法による外国著作物に対する著作権付与と合衆国憲法 Golan v. Holder, 565 U.S., 132 S.Ct. 873」（「アメリカの最高裁判例を読む」（共編、IIP研究論集 2015年）がある。

5 筆者はどちらかといえば技術系の弁護士と思うが、それでも応用美術分野において多くの不満を聞いてきたし（最終の裁判しないよう説得することも含め）、依頼者であるクリエイターが納得しなかったからこそ、保護が厚かったといえない裁判実務が積み重なっても、応用美術の分野で裁判となる紛争が継続してきたのだと素直に感じている。

6 上告受理申立人代理人の事務所開設blogで「応用美術の保護」と題する欧州、米国での保護、我が国の立法経緯、代表的裁判例の整理が読みやすくまとめられている。<https://www.tmi.gr.jp/eyes/blog/2025/16757.html> 本判決補足意見においても、海外の動向との対比に詳細な判示が置かれたのも、上告受理申立人代理人の高い識見に基づく上告受理申立理由（webでは確認がとれない）があったためでないかと思われる。

1978年8月29日登録、1995年改正前の出願であるため、1995年8月29日に権利が満了している。)があるため、同出願の図1乃至図3を対比のため、TRIPP TRAPPの現行製品写真の横に同公報の実施例を示しておく。



【TRIPP TRAPPの現行製品の形状。なお、原画やひな形に係る資料は裁判資料にないが、元々は息子のため「床を子どもに近づける」発想で生み出されたとのことである<sup>7)</sup>】

【米国特許4,109,961号の実施例に係るFIG. 1から3。子どもの成長にあわせて高さ調整できる発明】

米国著作権局には登録がなく、著作権侵害訴訟も調査した範囲で確認できなかったが<sup>8)</sup>、近時、美の一体説<sup>9)</sup>で統一されてきた欧州では複数の国で著作権侵害訴訟が提起され、差止判決が認められてきており、直近でも、2026年4月14日、オランダ国アーネム・レーワルデン高等裁判所において著作権侵害に基づく差止の仮処分の一部維持決定がなされている<sup>10)</sup>。

7 [https://www.stokke.com/JPN/ja-jp/ct/blog/stokke-stories-learn-about-TRIPP\\_TRAPP/TT\\_article\\_Opsvik.html?fdid=stokke-stories](https://www.stokke.com/JPN/ja-jp/ct/blog/stokke-stories-learn-about-TRIPP_TRAPP/TT_article_Opsvik.html?fdid=stokke-stories)

8 Utility Patentとして特許公報の実施例でここまで近い形状が示されていれば、米国で著作権法の保護がないのは、実務的に当然である。特許出願の対象となった物の形状等は、米国著作権法において、本質的な実用的機能をもつ「実用品」(米国著作権法101条の”Useful article”の定義規定参照。)そのものの形状として認定されることが通常であり、「そのデザインが実用的側面から切り離して識別でき、かつそれ自体で独立して存在しうる絵画、グラフィック、または彫刻的特徴を組み込んでいる場合に限り、かつその範囲のおいのみ、絵画、グラフィック及び彫刻の著作物とみなされる」(米国著作権法101条の”Pictorial, graphic, and sculptural works”の定義規定)との著作物性を確保すべき機能からの分離可能性を陪審か肯定することは通常考えられず、登録及び侵害訴訟で著作権を主張すること自体が、米国では困難であったであろうとは推察される(訳語は筆者)。

9 フランス著作権法については、井奈波朋子「フランス著作権法解説3美の一体性理論と応用美術について」(JRRCマガジンNo.340)での解説シリーズが大変参考になる。なお、同解説で応用美術の保護の薄い米国で創作されたチューリップチェアに対するフランスの著作権法による保護がベルヌ条約2条7項ただし書の相互主義に基づき否定された事案が説明されているが(破毀院2020年10月7日第1民事部18-19.441)、2024年10月24日の欧州連合司法裁判所(CJEU)のKwantum v. Vitra事件(ECLI:EU:C:2024:914)が、著作権の普遍性から相互主義の適用を否定して、米国で生まれた実用品についても、欧州では著作権保護があるとされており、その点だけはフランスでも事後的な変動があったと理解される(他加盟国裁判所から付託された事案でもCJEU判決は欧州全域に既判力があるため)。結果的に、我が国発の応用美術の創作物も欧州では保護されることになったと理解される。

10 Hof Arnhem-Leeuwarden 14 april 2026, ECLI:NL:GHARL:2026:2224 (Cybex/Stokke) <https://uitspraken.rechtspraak.nl/details?id=ECLI:NL:GHARL:2026:2224> 昨年、欧州19ヶ国で広域差止を認めて話題になっていた地裁判断をオランダ1国以外の裁判管轄を否定したものの、著作物性及著作権侵害の判断は維持された。